

ASAHI NEWS

令和2年6月10日
第123号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 6月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

所得税の予定納税額の通知：6月15日

個人の都道府県民税・市町村民税の納付(第1期)：6月30日
(都道府県の条例で定める日)

経営・経済

6月 5日：家計調査発表(総務省)

6月11日：法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)

6月15日：日銀金融政策決定会合(日銀、16日まで)

6月17日：貿易統計発表(財務省)

6月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)

6月25日：資金循環統計速報(日銀)

6月25日：米 第1四半期GDP確定値(商務省)

6月30日：有効求人倍率発表(厚労省)

6月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



令和2年6月10日発行

新型コロナウイルス感染症に対する支援制度 第2弾①

緊急事態宣言が解除されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大については落ち着きつつあります。一方で、元の経済活動や生活に戻るためにはまだ長い時間が必要と見込まれ、依然として多くの事業者の方が深刻な影響を受けている状況です。本号では、「新型コロナウイルス感染症に対する支援制度」の第2弾として、令和2年5月27日に閣議決定された第二次補正予算案における支援制度に加え、前号で紹介しきれなかった支援制度について概要や手続きなどをご紹介します。なお、制度によっては、申請から適用を受けるまでに時間を要するケースや、申請時に予算がすべて消化されているケースも想定されます。適用をお考えの制度がありましたら、まずは弊社担当者にご相談ください。 ※本資料は令和2年6月1日時点の情報に基づいて作成しております。今後の新たな制度の情報にご注意ください。

第二次補正予算案における支援制度

制度名	概要	手続等
① 家賃支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減(※)に直面する事業者(中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等)の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金が支給される予定です。 ※令和2年5月～12月のうちのいずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少、又は、令和2年5月～12月のうちの連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少していること 	給付額: 直近の支払家賃に基づき算出される給付額の6倍(6か月分) 給付率: 2/3(一定の場合は1/3) 給付上限額(月額): 法人50万円、個人事業者25万円(一定の場合には、法人100万円、個人事業者50万円)とし、6か月分を給付
② 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援する制度が設けられる予定です。 	貸付限度: 最大7.2億円(別枠) 貸付期間: 5年1か月、10年、20年(期限一括償還)
③ 日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫(危機対応融資)等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等(※)が継続され、さらに貸付上限と利下げ限度額の引き上げが実施される予定です。 ※新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経融資、商工中金等による危機対応融資 	貸付限度額: 公庫中小・商工中金6億円(引上げ前3億円)、公庫国民8千万円(引上げ前6千万円) 利下げ上限額: 公庫中小・商工中金2億円(引上げ前1億円)、公庫国民4千万円(引上げ前3千万円)
④ 民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資及び信用保証料の減免が継続され、さらに融資上限額の引き上げが実施される予定です。 	融資上限額: 4千万円(引上げ前3千万円)
⑤ 危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供する制度が設けられる予定です。 中堅企業に対して、3年間の金利引下げが実施される予定です。 	金利引下げ(危機対応融資、資本性劣後ローン): ▲0.5%(中堅企業のみ・当初3年間)
⑥ 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組の支援策が設けられる予定です。 	特別枠(類型B又はC)の補助率: 3/4(引上げ前2/3) 【事業再開枠(新設)】 補助上限50万円(定額補助)
⑦ 雇用調整助成金(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金が特例的に引き上げられる予定です。 同時に解雇等を行わない中小企業の助成率は10/10に引き上げられ、緊急対応期間は9月まで延長される予定です。 	日額上限: 15,000円(引上げ前8,330円)
⑧ 小学校休業等対応助成金・支援金(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限が引き上げられる予定です。 委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する小学校休業等対応支援金の日額上限についても引上げられる予定です。 	日額上限(事業者向け): 15,000円(引上げ前8,330円) 日額上限(業務委託向け): 7,500円(引上げ前4,100円)
⑨ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、休業支援金を支給する制度が設けられる予定です。 	詳細は今後公表予定

新型コロナウイルス感染症に対する支援制度 第2弾②

税制関連の支援制度

制度名	概要	手続等
① 住宅ローン控除の適用要件の弾力化(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象となります。 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期間要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期間が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」となります。 	確定申告時に「契約の時期を確認する書類(請負契約書の写しや売買契約書の写しなど)」及び「入居が遅れたことを証する書類(入居時期に関する申告者兼証明書)」を提出
② 入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額(上限20万円)について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となります。 	確定申告時に「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」を提出
③ 災害損失欠損金の繰戻し還付	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により災害損失欠損金(※)が生じた法人については、災害のあった日以後1年以内に終了する各事業年度又は災害のあった日以後6月以内に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失が発生した事業年度開始の前1年(青色申告書法人は、前2年)以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができます。 ※災害損失欠損金額とは、欠損金額のうち、災害損失の額(飲食業者等の食材の廃棄損、感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損、施設や備品などを消毒するために支出した費用、感染発生防止のため配備するマスク・消毒液・空気清浄機等の購入費用、イベント等の中止により廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損など)に相当する部分の金額をいいます。 	従来の災害損失欠損金の繰戻し還付と同様の手続

(※1)令和2年4月30日に成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」による支援制度です。

補助金・給付金関連の支援制度

申込窓口・相談窓口	制度名	条件	概要
全国中小企業団体中央会	生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)	特別枠の場合は一定の用途の投資が必要	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 【通常枠】補助上限:1,000万円 補助率:中小企業者1/2、小規模企業者2/3 【特別枠(※2)】補助上限:1,000万円 補助率:2/3
日本商工会議所又は全国商工会連合会	生産性革命推進事業(小規模事業者持続化補助金)	特別枠の場合は一定の用途の投資が必要	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援 【通常枠】補助上限:50万円 補助率:2/3 【特別枠(※2)】補助上限:100万円 補助率:2/3
(一社)サービスデザイン推進協議会	生産性革命推進事業(IT導入補助金)	特別枠の場合は一定の用途の投資が必要	ITツール導入による業務効率化等を支援 【通常枠】補助上限:30~450万円 補助率:1/2 【特別枠(※2)】補助上限:30~450万円 補助率:2/3
(公財)東京都中小企業振興公社	業態転換支援事業	新たにテイクアウト、宅配、移動販売を始める中小飲食店	東京都内で飲食店を営む中小企業者が、新たにテイクアウト、宅配、移動販売を始めるための経費を支援 補助上限:100万円 補助率:4/5
東京都	東京都感染拡大防止協力金(第1回・第2回) ※第1回申請期限は6月15日(※3)	都から休止や営業時間の短縮要請を受けた、施設を運営	対象:緊急事態宣言期間中に全面的に協力した事業者(中小企業及び個人事業主) 支給額:50万円(2店舗以上は100万円) 対象休業期間:(第1回)令和2年4月16日~5月6日 (第2回)令和2年5月7日~5月25日

(※2)令和2年度第二次補正予算案にて、補助率の引き上げと事業再開枠の新設が予定されていますので、前頁の⑥の内容も併せてご確認ください。
(※3)東京都以外にも同様の休業補償金制度を設けている道府県がありますので、事業所所在地の道府県にお問い合わせください。